

## **【事案V-1】年金共済金請求**

・2020年2月20日 和解解決

### **<事案の概要>**

申立人の配偶者（2019年1月死亡）が加入していた、「年金支払移行特約（主契約：終身共済）」および「年金共済」について、それぞれ15回支払われることになっていたが、年金支払移行特約は14回、年金共済は12回しか支払されていないことを不服として、裁定の申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

#### 1. 申立ての趣旨

「年金支払移行特約15回支払中、残り1回605,712円と定期年金15回支払中、残り3回分720,000円を支払え」との判断を求める。

#### 2. 申立ての理由

##### (1) 年金支払移行特約について

2003年8月に年金共済開始手続きを行い、第1回目の年金共済金が振り込まれた。その後、共済団体から振込金の返還を求められてトラブルとなり、改めて2005年2月に年金共済開始手続きを行ったので、年金の支払が2年遅れた。このようなことがなければ、2019年の死亡までに15年分すべて支払われていた。また、年金開始が2年遅れたとしても、死亡しても残り分が支払われると契約時に説明を受けていた。

##### (2) 年金共済について

契約時に被共済者が死亡しても80歳までは年金が支払われるとの説明があったにもかかわらず、被共済者が76歳で死亡した後の支払がなく、「年金支払の原資がない」「説明書も古いものだから」などの理由で言い逃れしている。

### **<共済団体の主張>**

#### 1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求をいずれも棄却する、との判断を求める。

#### 2. 申立ての理由に対する答弁

##### (1) 年金支払移行特約について

申立人の配偶者（加入者）が被申立人から事情の説明を受けて了承したうえで、2005年2月に改めて正式な年金開始手続きを行い、この手続きに基づいて年金の支払が行われたものであるから、年金は適正に支払われ、死亡給付金は発生しないため、申立人が「残り1回の支払」を求めることはできない。

また、団体担当者が契約時の説明に用いた書面の記載内容に誤りがあるが、加入者は、被申立人の説明によりその記載の誤りを理解したうえで、2005年2月に年金

開始手続を行ったものである。

(2) 年金共済について

申立人が保管し被申立人団体担当者が記載したとする書面は、年金共済契約の仕組み概要を記載したメモであり、「年金支払期間中に被共済者が死亡した場合の死亡給付金」について説明する文書ではない。

また、同文書が作成された日付も作成した人物も不明であり、被申立人や被申立人団体担当者が作成したものとは認められない。

**<裁定の概要>**

審議会において両当事者から契約時および改めて年金支払開始手続を実施することとなった経過等について十分に説明を求めたうえで、事案の性質ならびに紛争の早期解決の観点から、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、双方に和解解決を打診したところ、両当事者合意し、和解解決となった。